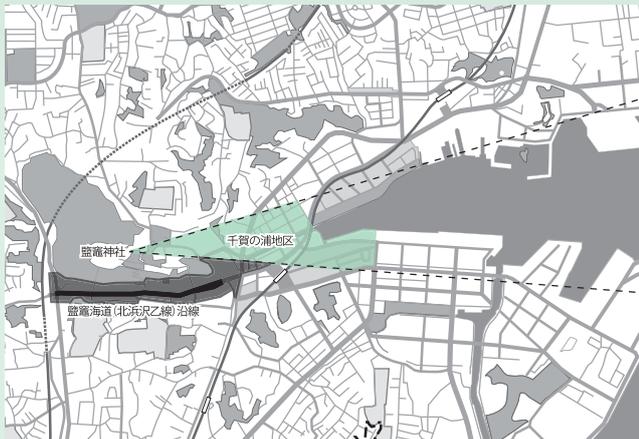


「塩竈市景観計画」を策定しています

市では、風光明美な塩竈神社からの眺望や塩竈海道沿線の門前町の景観を守るため、平成5年に「塩竈の景観を守り育てる条例」を施行し、下図の範囲、内容で中高層の建物を建築する際に助言や指導などを行っています。

塩竈の景観を守り育てる条例（平成5年4月施行）

- 市全域における高さ10mを超える建築物などについて届け出(建築景観計画届出書)が必要
- 下図の重点地区内で高さ20mを超える建築物などについては、景観審議会の意見を聴いた上で必要な助言および指導



平成17年に景観法が制定され、本市は平成23年に景観行政団体となりました。これにより、これまで以上に良好な景観を保全・維持するために、昨年からは景観計画の策定に取り組んでいます。計画の策定にあたり、市民アンケートの実施や、学識経験者と市内関係者で構成する「塩竈市海と社の景観審議会」と市民活動団体などの方々に構成する「塩竈市まちづくり懇談会」の皆さんから意見をいただきながら進めています。



▲塩竈市まちづくり懇談会



▲塩竈市海と社の景観審議会



▲塩竈神社からの眺望

塩竈神社の御神苑は、明治9年(1876年)に明治天皇が東北巡幸の際、「またとない良い景色」とおっしゃったことから「亦無岡(またなのおか)」と命名されました。平成5年以降、現条例により眺望景観が守られています。



▲“道そのものが博物館” 塩竈海道

海と社を結ぶ塩竈海道(北浜沢乙線)は、“道そのものが博物館”となるよう、歩道に和歌や文学の碑、道標などを展示し、電線類地中化などの景観整備を行っています。平成19年度に、国土交通省の「日本風景街道」に選ばれました。



▲門前町の街並み

塩竈神社の3つの参道を通る塩竈海道沿線には、酒蔵や格子戸のある門前町の街並みが残されています。市は道路事業に併せて景観についてのアドバイスや助成事業を行っています。